

企業会計とは

試験で問われるのは、「企業会計とはどういうものか」ということ。

管理会計と財務会計があるので、それぞれの内容を理解しましょう！ポイント（キーワード）をしっかりとれるようにしましょう。

■企業会計とは

企業が行う経済活動を記録・集計・伝達する行為。

■企業会計の領域・目的

【管理会計】

企業内部の管理者に会計情報を提供する。

【財務会計】

株主や債権者、税務当局などの企業外部の利害関係者に企業の会計情報を提供する。

覚え方

「リナ、無害」

管^り理^な会計→内部

財^む務^{がい}会計→外部

■税務会計

そして、財務会計の中にさらに【税務会計】という領域があります。これは、「法人税法のルールに基づいて課税所得を計算するための会計」です。公務員試験では意外とよく出るので、覚えておきましょう。

■企業会計で提供する会計情報とは

【管理会計】

経営者や企業の管理者などが、意思決定するために必要な会計情報。

【財務会計】

企業の経営成績や財政状態などについての会計情報。

■財務会計の会計報告（^{ざいむしょひょう}財務諸表）

企業は財務諸表を作成し、経営成績や財政状態などの情報を、株主や債権者などに報告する。

①損益計算書

収益から費用を差し引いた金額を利益として表示する報告書であり、企業の一定期間における経営成績を示す。

②貸借対照表

資産・負債・資本を表示する報告書であり、企業の一定時点の財政状態を示す。

■財務会計の機能

①情報提供機能

株主や債権者などの企業外部の利害関係者に対して、企業の財務情報を提供し、適切な判断を行えるようにする機能。

②利害調整機能

利害関係者間の利害の対立の調整を行う機能。

→企業の状況を明らかにすることで、株主への配当、債権者への利息の支払いや債務の返済、経営者への報酬など、各利害関係者に対して、適切に財を配分することが出来る。

■まとめ（財務会計）

損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を作成・公表することによって、企業の経営成績や財政状態などの情報を、株主や債権者などの企業外部の利害関係者に報告する。

出題実績

【2016】国税専門官 択一式

2. 財務会計は、製造原価の削減や売価等の販売条件の決定などの経営上の意思決定・計画の設定のほか、各管理者の業績評価・統制等のために、企業の経済活動を測定・伝達する会計である。したがって、財務会計は内部報告会計とも呼ばれる。

→×

【2021】国税専門官 択一式

A. 管理会計は、経営者、事業部長、工場長などの企業内部の経営管理者の意思決定や業績評価などに役立つ情報を提供することを目的とした会計である。また、財務会計は、株主、債権者などの企業外部の者に対し財務諸表などによって企業の経営成績などを報告することを目的とした会計である。

→○

【2020】国税専門官 択一式

1. 貸借対照表は、継続企業における一会計期間の経営成績を明らかにし、これに関する会計情報を株主、債権者その他の利害関係者に報告するための書類である。ここでいう経営成績とは、当該期間に生じた全ての費用及び収益から構成される当期の純利益を指すとされる。

→×

【2019】国税専門官 択一式

3. 損益計算書は、企業の財政状態を明らかにするために作成され、一会計期間に属する収益とこれに対応する全ての費用を記載して当期純利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して経常利益を表示しなければならないとされている。

→×

会計公準

(会計公準3つと、その内容を言えるように！)

■会計公準とは

会計が行われるための基礎的前提。

- ・企業実体の公準
- ・継続企業の公準
- ・貨幣的評価の公準

■企業実体の公準

企業はその所有者から独立した存在であり、企業会計はその企業に関する取引だけを対象とするという前提。

→事業主のプライベートの買い物を、会社の費用として記録はしない。

→企業会計は所有者単位ではなく、企業単位で行われる。

→これにより企業会計の範囲が限定される。

【企業実体の2つの考え方】

- ・法的実体：個々の企業
- ・経済的実体：個々の企業＋子会社・関連会社

■継続企業の公準

企業は、倒産や解散することを前提とするのではなく、継続して事業を行うという前提。

→これにより会計期間を人為的に区切る必要がある。

■貨幣的評価の公準

会計行為は貨幣額によって行われるという前提。

→個数や台数で表すのではなく、金額で表す。

出題実績

【2021】国税専門官 択一式

B. 会計公準とは、一般に公正妥当と認められている会計慣行の中から特に基本的なものを抽出したものであり、代表的な公準としては企業実体の公準、継続企業の公準、貨幣的評価の公準の三つが挙げられる。このうち、継続企業の公準は、企業を無限に継続する継続企業と仮定するものであり、実務においては主に会計期間を限定する公準として機能する。

→○

【2013】国税専門官 択一式

A. 会計公準とは、会計を成立させるための基礎的前提のことであり、一般的には企業実体の公準、継続企業の公準及び貨幣的測定 of 公準の三つであると考えられている。このうち、企業実体の公準における企業実体は、法的に独立した個々の企業であるが、親会社が多くの企業を支配下において企業グループとして経営が行われている場合は、そのグループ全体が一つの企業実体として取り扱われる。

→○

【2019】国税専門官 記述式

会計公準として一般的に考えられているものを三つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。

【2010】国税専門官 記述式

財務会計の基礎的前提に関する次の問いに答えよ。

(1)会計公準について説明せよ。

【解答例】記述式※2019 も 2010 も同じ解答で OK

会計公準とは、会計が行われるための基礎的前提をいい、下記3つが挙げられる。

①企業実体の公準

企業はその所有者から独立した存在であり、企業会計はその企業に関する取引だけを対象とするという前提。これにより企業会計の範囲が企業に関するものだけに限定される。

②継続企業の公準

企業は、解散や倒産を予定することなく、継続して事業を行っていくという前提。これにより会計期間を人為的に区切る必要が生じる。

③貨幣的評価の公準

会計行為は全て貨幣額によって行われるという前提。

公務員のライトの「会計学」講座



まずは「**無料**」の
体験講義を見る



無料 LINEで受講相談実施中！

どんな質問でもOK

- オススメの講座
- 講座の内容
- 決済方法
- スケジュール...等



お気軽にお問い合わせください。

講座の詳細はこちら▶

